

ID: 66

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用の許可（変更等の許可を含む。）		
例規名 根拠条項	聖籠町社会体育施設条例 第6条第1項（第16条第2項において適用する場合を含む。）		
例規番号	平成15年 条例第5号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第六条 施設を使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可に施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 第5条及び第7条の規定による。 (使用) 第五条 施設は、スポーツ、体育及びレクリエーションの催し物及び練習の使用に供する。 2 前項に規定するもののほか、教育委員会が適当であると認めた場合は、各種の行事及び集会等の使用に供することができる。</p> <p>(使用の不許可) 第七条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。 一 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。 二 施設の管理上支障があるとき。 三 その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>(事例) 2 一 布教活動、飲酒行為、暴力行為、破壊行為、政治活動</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日